

住宅ローンにおけるLGBTへの新たな取り組み開始のお知らせ ～ 同性パートナーのかたと住宅ローンをご利用いただけます～

ソニー銀行株式会社(代表取締役社長:住本 雄一郎/本社:東京都千代田区/以下 ソニー銀行)は、ダイバーシティ(多様性)への社会的な関心の高まりや自治体の取り組み等を受けて、2018年4月2日(月)より、住宅ローンにおいてLGBT(*1)のかたとへの新たな取り組みを開始しますので、お知らせいたします。

当社住宅ローンのお借り入れにあたり、同性パートナーのかたもペアローン(*2)や担保提供(*3)の対象者として対応いたします。これにより、お客さまは以下いずれかの書類をご提出いただくことで、同性パートナーのかたと住宅ローンをご利用いただくことができますようになります。

■ 同性パートナーのかたと住宅ローンをご利用いただく際の必要書類(1か2のうち、いずれか)

1. 以下 a と b のコピー
 - a. 任意後見契約および合意契約に係る公正証書(*4) (*5)の正本、または謄本
 - b. 任意後見契約に係る登記事項証明書(*4)
2. 東京都渋谷区が発行するパートナーシップ証明書のコピー

今後もソニー銀行はダイバーシティを尊重し、引き続きお客さまの多様な資金ニーズにお応えしてまいります。

(*1) LGBTとは、性的少数者の総称として使われる言葉で、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、身体的性別と性自認が一致しない人(性同一性障害を含む))をいいます。

(*2) ペアローンとは、同一物件に対して複数のお借り入れ人(債務者)がそれぞれローン契約を行う住宅ローンの形式です。

(*3) 担保提供とは、物件共有者のかたに持分を担保としてご提供いただくことです。

(*4) おふたりが、相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、登記していることを確認します。任意後見契約は、将来本人の判断能力が不十分となったときの自分の生活、療養看護および財産の管理に関する事務について、あらかじめ任意後見受任者(任意後見契約の効力が生じた後は「任意後見人」と呼ばれます)に代理権を付与する委任契約を締結することです。

(*5) おふたりが共同生活を営むに当たり、当事者間において、次の事項が明記された公正証書を作成していることを確認します。

- おふたりが愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。
- おふたりが同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

以 上

ソニー銀行のサイト | 企業サイト <http://sonybank.net/>

サービスサイト  <http://moneykit.net/>

ソニー銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
©Sony Bank Inc. MONEYKitはソニー銀行株式会社の登録商標です。

報道関係の方からのお問い合わせ先

ソニー銀行株式会社 経営企画部 広報担当:堀川・藤原
〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
Tel 03-6832-5903 Fax 03-5251-5114
press@sonybank.co.jp

ソニー銀行PR事務局 株式会社アンティル:畑・飯山・中野
〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目15番1号 赤坂ガーデンシティ 13階
Tel 03-6825-3020 Fax 03-6685-5266
sonybank@vectorinc.co.jp

お客さまからのお問い合わせ先

ローン専用ダイヤル **0120-365-866** (フリーダイヤル)
フリーダイヤルをご利用になれない場合は **03-6730-0100** (通話料有料)

※フリーダイヤルは、携帯電話・PHSからもご利用になれます。
※番号をお間違えにならないようご注意ください。
※IP電話をご利用の場合、ご入力内容が確認できない場合がございます。

【住宅ローン・カードローンに関するお問い合わせ】

平日/9:00~20:00 土・日・祝日(12月31日~1月3日は休業)/9:00~17:00